

平成26年度次世代育成支援後期行動計画実績について

番号	事業名等	事業内容	目標 (H26)	担当課	平成26年度		今後の方針
					実績	事業に対する補足説明	
1	母子健康手帳の交付	母子健康手帳を交付することで、母親、父親としての意識の啓発を図る。又、この機会に保健相談を行うことにより妊娠・出産に対する不安の軽減を図る。 《実施方針》妊娠早期に効果的な保健指導を行い、妊娠・出産に安心して望めるようにサポートする。 《対象》届出た妊婦・夫・家族	妊娠11週以下の妊娠届出率85%☆	健康増進センター	交付総数 : 462件 妊娠11週以内 : 432件 (93.5%) 妊娠12週以降 : 27件 (5.8%) 出産後 : 2件 (0.4%)	妊娠11週以内の届出が9割を超えており、妊娠・出産についての必要な知識を早期に伝えることができた。また、妊娠届出時に妊娠の状態や養育環境を把握するためのアンケートを実施しており、支援が必要な妊婦を把握し、継続的な支援につなげることができた。妊娠届出を、母子保健の最初の関わりのおきとして大切に、支援が必要な妊婦の把握に努めている。	継続
2	妊婦委託健康診査の助成	妊婦の疾病予防・早期発見のために、より積極的に適正かつ必要な妊婦健康診査を受診できるよう、標準的な妊婦健康診査14回に助成の範囲を拡充して、医療機関・助産所に委託して実施している。 《実施方針》医療機関・助産所との連携を強化し、妊娠・出産のリスクを下げる。 《対象》妊婦	妊婦健康診査受診券利用率 : 76.6%	健康増進センター	妊婦健康診査受診券利用率 : 76.6%	委託医療機関にて、妊娠中必要な14回の妊婦健康診査を実施している。また、県外の医療機関との契約や償還払いも実施している。今後も、さらに利用率を上げるために、健康診査の重要性を説明していく。	継続
3	妊婦訪問指導	ハイリスク妊婦の自宅を個別に保健師・助産師が訪問する。 《実施方針》有所見者が増加していることから、予防のための生活指導を強化していく。 《対象》訪問が必要な妊婦	必要な方へ全数訪問☆	健康増進センター	妊婦訪問 実37人/延41人 (内訳種別) 若年初妊婦 : 17人 高年初妊婦 : 7人 双胎妊婦 : 3人 その他訪問が必要な妊婦 : 14人 ※種別は重なる者もいるため延計上となる。	ハイリスクの妊産婦に対して、専門的支援を早期から行うことで、効果的な子育て支援につながった。また、産前予防や問題の早期発見などの意義も大きい。	継続
4	新生児訪問指導	親の育児不安が強い新生児期に、保健師・助産師が訪問を行い、疾病の予防や栄養状態の確認、保健指導を行う。 《実施方針》安心して育児ができるように支援していく。 《対象》訪問希望者	必要な方へ全数訪問☆	健康増進センター	訪問指導 : 94件	妊娠・出産包括支援モデル事業により、委託医療機関で出産した全産婦について出産後5日以内にアンケートを実施。支援が必要な産婦について、新生児訪問を勧奨したため、実施数が増加した。妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援により、育児不安を軽減できた。	継続
5	◆◎こんにちは赤ちゃん事業	4カ月までの乳児の居る全家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境に合わせた支援を実施、不安や悩みの軽減、子育ての情報提供を行う。 《実施方針》乳児家庭の孤立化を予防し、乳児の健全育成を支援する。 《対象》生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭	訪問率100%☆	健康増進センター	訪問指導 新生児訪問 : 94件 2~4カ月訪問 : 312件 合計 : 406件 (訪問率 : 102.5%) ※新生児訪問が増え、対象母数の時期と異なる時期も含むため、実施率100%を超える。	育児支援が必要な家庭への早期把握・支援、産前予防に役立っている。訪問できない場合には、面接を行い、養育環境を把握し、育児支援に努めている。	継続
6	育児セミナー	夫婦が協力して子育てする家庭を育てるために、育児に関する夫婦参加のセミナーを開催している。 《実施方針》父親の育児参加を呼びかけていく。 《対象》妊婦と夫	参加者の増加	健康増進センター	年間 : 3回 参加者 : 20組	夫婦で参加できるよう、土曜日に開催している。	平成26年度で終了。平成27年度は、出産・子育て応援事業の一環で、産前サポート教室(ハローベビークラス)を開催する。
7	◎子育て情報の総合的な提供	母子健康手帳交付時のパンフレット配布、市のホームページ、子育て支援情報誌の作成と発行、広報などを利用して、母子保健サービス、子育て支援サービス情報を提供する。 《実施方針》必要な情報を随時入手・提供できるよう努める。 《対象》妊婦及び保護者全員	情報の一元化	健康増進センター	母子健康手帳交付時に、妊娠・育児に関するパンフレット・資料を配布するとともに、保健指導を実施した。こんにちは赤ちゃん事業による訪問時および窓口把握の転入者へ、「子育て支援情報誌」を700部作成し、配布した。また、市のHPやママフレサイトへの情報掲載と更新、広報誌へ情報提供継続して実施している。	子育て支援情報誌は、4カ月までの乳児全戸訪問(「こんにちは赤ちゃん事業で訪問」)で配布している。市内の医療機関マップや相談機関、年齢に応じたサービス等を紹介している。最新の情報を提供できるよう努めるとともに、他課との連絡調整を図り情報提供していく。	継続
				子育て支援センター	毎月の「ぼぼ通信」発行及び広報誌への情報を提供し、ホームページ・携帯サイトから発信している。	子育て支援センターに来所する保護者に必要な情報を提供している。	継続
8	母子健康教室	子育て意識の啓発を図るとともに、育児不安を軽減し保護者が自信を持って自分らしく子育てできるよう支援する。 《実施方針》教室の参加者へのアンケート等によりニーズを把握し、教室に活かしていく。 《対象》乳幼児とその保護者	参加者の満足度の向上	健康増進センター	平成26年9月6日実施 乳幼児及び保護者を対象に、臨床心理士による講話「ほめて育てる効果的なしつけ法」コメントセッション(幼児版)の教室を開催。 保護者 : 22名 乳幼児 : 18名	アンケート結果では、22人中19人が参考になったと回答しており、参加者の満足度も高く、好評であった。今後も保護者のニーズを把握し、教室の内容を検討し開催していく。	継続
9	育児学級「すくすくっ子」教室	保護者の育児不安の軽減及び保護者同士の交流の場とする。 《実施方針》育児不安の軽減や仲間づくりの場としての支援を行う。 《対象》生後1カ月~生後5カ月未満	参加者の満足度の向上	健康増進センター	年間 : 3回 参加者 : 32組	母親同士の情報交換の場や、仲間づくりのきっかけの場となっている。毎年参加者数を維持しており好評を得ている。	平成26年度で終了。平成27年度は、出産・子育て応援事業の一環で、産後サポート教室(育児サロン)を開催する。
		絵本に秘められた豊かな言葉を活用し、乳児期から優しく言葉をかけ、絵本を見ながら親子が触れ合う環境を整えることにより、赤ちゃんの限り無い可能性を伸ばす。		ゆうき図書館	毎月のブックスタートにおいて、ゆうき図書館の説明を行い、利用案内と乳幼児向け絵本案内を配布した。	ブックスタートの目的と図書館の役割を周知し、図書館を活用してもらえようPRを行った。	継続

10	ブックスタート事業	はすことを目的とする。 《実施方針》BCG接種時にボランティアによる絵本の読み聞かせを実施し、絵本を通して親子のぎずなの強化を図る。 《対象》市内在住の乳幼児	継続	子ども福祉課	BCG予防接種時に実施。月1回年間12回、絵本2冊を図書館の利用案内と併せて配布した。 配布数：365件	読み聞かせの実施により、絵本を介して親子のふれあい・心のつながりの大切さをアプローチしている。	H27年度より、ゆき図書館へ事業移管
11	◆◎にこにこ教室	経過観察が必要なフォロー児に対して、発達フォロー教室を開催し、集団指導を行い、児の心身の発達を促進し、保護者に対し発達を促進させるためのかわりについて指導する。また、要フォロー児の観察の場ともし、障害について早期に把握し、早期療育につなげる。 《実施方針》要フォローの親子に対して適切な関わりを通し、発達を促すとともに、発達障害の早期発見、早期療育につなげる。 《対象》①発達障害児と判断がつきにくく継続的観察が必要な親子②保護者の関わり方によって、成長発達が促される可能性がある親子	継続	健康増進センター	年間：12回 実人員：30組 延人員：99組	年々参加者が増え、平均参加者数が増えている。臨床心理士の専門的支援や療育支援の保育士の協力を得られていることで、要フォロー児を観察し、療育が必要な児を早期に見出し、早期療育に繋がっている。	継続
12	◆◎育児不安を持つ母親のグループミーティング事業	育児不安や母子関係等何らかの問題を抱える母親に対し、各々が抱える問題を語る場を提供し、仲間づくりと各々の抱える問題への支援を実施。適切な育児への動機付けと精神安定を図る。 《実施方針》語り合いを通し、育児不安の軽減や母親自身の問題解決の糸口へつなげることで、健全な育児への支援となる。 《対象》育児不安や困難を持つ母親	継続	健康増進センター	平成24年3月で終了	参加者数と継続参加する者が少なく、費用対効果及び国庫補助の終了に伴い、事業終了となった。	終了
13	乳児委託健康診査の助成	乳児の健康の保持増進と育児支援のため、発育・発達の節目に健康診査を行い、疾病の予防、発育・発達の確認及び異常の早期発見に努める。 《実施方針》こんには赤ちゃん訪問及び、5カ月児健診時の動奨を強化する。 《対象》乳児（3～6カ月児・9～11カ月児）	3～6カ月児健診受診率90%☆ 9～11カ月児健診受診率90%☆	健康増進センター	3～6カ月児健診受診率：72.4% 9～11カ月児健診受診率：60.6%	委託医療機関にて2回の乳児健康診査を実施している。乳児健康診査の結果、要フォローになった児は、その後の市の健診などで、支援している。	継続
14	5カ月児健康診査	乳児の疾病や障害の早期発見に努め、早期治療に結びつけると同時に、発達発育、栄養、むし歯予防、予防接種等の育児に関する指導を行うことで、保護者の育児不安を軽減する。 《実施方針》育児に対する不安の軽減と育児への意欲を高め、子育てを自分らしく楽しめる保護者が増えるよう支援を行う。 《対象》5～6カ月児	年間12回 受診率96%以上維持☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：391名 受診者：374名 受診率：95.7%	毎年、高い受診率を維持している。未受診者は、子育てアドバイザーが訪問し、受診動奨をしている。	継続
15	1歳6カ月児健診	運動機能・視聴覚等の障害、精神発達等の遅延等障害をもった児の早期発見・早期対応に努めるとともに、生活習慣の自立、生活環境への援助、むし歯予防、栄養その他の育児に関する援助を通して子どもの積極的な健康づくりを支援する。 《実施方針》保護者の育児力を高め、児の成長発達を促す支援を行う。 《対象》1歳6カ月児	年間12回 受診率96%以上維持☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：430名 受診者：415名 受診率：96.5%	毎年、高い受診率を維持している。子育てアドバイザーと地区担当保健師による未受診者訪問や電話での受診動奨が受診率の向上につながっている。	継続
16	3歳児健康診査	幼児の心身発達のうえで最も大切なこの時期に総合的な健康診査を実施し、心身の異常を発見するとともに、生活全般において指導を行う。 《実施方針》要フォロー者対策を強化し、心身の健やかな成長を支援する。 《対象》3歳4カ月児	年間12回 受診率93%以上維持☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：444名 受診者：415名 受診率：93.5%	言葉の遅れや行動面等での支援が必要な児には、にこにこ教室（発達フォロー教室）を動奨し、継続的なフォローにつなげている。また、家庭児童相談員と、市内保育所等への巡回訪問を実施している。	継続
17	各種予防接種	感染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害への迅速な救済をはかる。 【集団接種】BCG 【個別接種】四種混合、三種混合、二種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、不活化ポリオ 【任意接種】小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がん 《対象》乳幼児、小学生、中学生、高校生	BCG 98% 四種混合98% 麻しん風しん混合95% 日本脳炎70% ヒブ90% 小児肺炎球菌90% ☆	健康増進センター	BCG：93.2% 四種混合：95.7% 麻しん風しん混合：97.3% 日本脳炎：95% ヒブ：97.9% 小児肺炎球菌：97.1%	・日本脳炎は、平成17年から接種が控えられていたが、新ワクチンが導入され、3歳児の積極的動奨が再開。実績には特に対象者を含む。 ・平成25年度より、ヒブ・小児肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となったが、子宮頸がん予防ワクチンは副作用の影響で、積極的動奨を控えている。 ・平成26年10月より、水痘ワクチンが定期接種となった。平成27年3月31日までは、3歳～4歳も1回の接種に限り対象となる。	継続

18	◎母子訪問指導	継続フォロー者・健診未受診者など必要な家庭に対して訪問を行い、効果的な保健指導をすることで、保護者の育児及び、子どもの成長をサポートする。 《対象》継続フォロー者・健診未受診者など	必要な方全員カバー☆	健康増進センター	乳幼児健診未受診訪問：47件	健診未受診者の保護者に対して、健診の重要性を直接伝えることで受診行動につなげることができた。虐待予防の意義も大きく、訪問により未受診児の養育環境を把握している。	継続
19	乳幼児救急法教室	保護者が誤飲予防、事故防止の正しい知識を習得すると共に、蘇生法が実行できるよう援助する。 《実施方針》保護者の習得を目指し、実習内容の強化をする。 《対象》乳幼児とその保護者	今後は家庭内の事故防止対策を強化した内容に転換していく	健康増進センター	年間：1回 参加保護者：11名 乳児：9名	結城消防署の協力を得て実施。その他、乳幼児健診時や広報により、事故予防について広く啓発している。	平成26年度で終了。今後は母子健康教室の一環として開催し、事故予防を啓発していく。
20	◆◎子ども地域支援連携会議	心身ともに健康な子どもの育成を目標に、保健・福祉・教育関係機関の横のつながりを強化した支援対策をつくり、子どもの成長に適したサポートやニーズに応じたサービスを提供する。また、関係者に対し、子どもの健康づくりや子育て支援に必要な研修の場を設け、専門スタッフの資質向上を図る。 《実施方針》保健・福祉・教育関係者と連携し、実務担当者が中心となり発達段階に即した適切な子ども支援体制を積極的に進めていく。 《対象》保健・福祉・教育関係職員・保育所・幼稚園・小中学校職員、障害児（者）療育関係者等	拡充☆	健康増進センター	年間：1回	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	継続
				指導課	スクールソーシャルワーカーの参加	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	継続
				子ども福祉課	家庭児童相談員の参加	保健・福祉・教育関係機関との連携が強化された。	継続
21	小中学校養護教諭連絡調整（学校保健業務との連携の強化）	児童・生徒の健康づくりを支援するために学校保健との連携を図り、学期からの様々な問題に対応していく。 《実施方針》市内全学校と連携し早急に取り組む必要がある課題を検討する。 《対象》小中学校養護教諭、学校教育課、健康増進センター	継続	指導課 学校教育課	学校健康教育部会：2回 養護教諭部会：7回 学校保健会：5回 ・研修会・発表会：2回 ・役員会：3回 連絡調整会議等：年間5回実施	学校保健会、教育研究会学校健康教育部会において養護教諭などの知識や技能の習得のための研究を支援している。 また、欠席者情報システムの活用により、小・中学校、幼稚園、保育園、保健所、健康増進センター、学校教育課など各部署での情報共有を図ることができている。	継続
22	2歳児歯科健康診査	乳歯の萌出時期であり、むし歯に罹患しやすい時期でもあるため、保護者にむし歯予防への意識づけをすることで、3歳児でのむし歯罹患率の低下を図る。また、その他の疾病等の早期発見及び早期対応、栄養面や育児等の援助を行う。 《実施方針》むし歯罹患率を減少するだけでなく、児の健やかな成長発達を支援する。 《対象》2歳6カ月児	年間12回 受診率85%☆ 虫歯罹患率15%☆	健康増進センター	年間：12回実施 対象者：408名 受診者：359名 受診率：88.0% 虫歯罹患率：14.2% 虫歯罹患患者数：51名 虫歯有り者平均本数：3.2本	虫歯予防に関するおやつやの指導や保護者の仕上げ磨きの方法、歯質向上のためのフッ素塗布を実施している。歯科健診であるが、言葉や生活習慣の形成などのチェックポイントともなり、有効な健診でもある。平成26年度からは、臨床心理士による心理相談を設置し、要フォロー児の発達成長の支援に努めている。	継続
23	就学時歯科教室	就学時の保護者に対し、口腔衛生に関する正しい知識と、6歳臼歯の重要性について啓発するため集団教育を行う。 《実施方針》内容の充実を図りながら、継続して実施していく。 《対象》就学時の保護者	市内9小学校 就学児保護者全員	健康増進センター	平成25年度で終了	平成26年度からは、就学前の歯の健康教育として、就学児健診時の歯科教室から移行し、年中児を対象とした親子歯科教室を新規事業として実施している。	終了
24	離乳食教室	適正な離乳食を推進することにより、子どもの健全な育成につなげていく。 《実施方針》保護者に対して発達段階に応じた離乳食の実技指導を行うとともに、離乳食に関する不安や負担感を解消し、乳児の健やかな発育を支援する。 《対象》前期6カ月までの乳児を持つ親 後期10カ月までの乳児を持つ親	継続	健康増進センター	前期：6回（62組） 後期：2回（33組）	離乳食がうまく進まない、量や硬さがわからない等、母親の不安やトラブルに対して、適切な支援を行っている。	継続
25	3歳児健診時食生活調査	食習慣の基礎づくりの時期として、現状を把握し、栄養指導による正しい食習慣の普及を行う。 《対象》3歳児健診受診者	継続	健康増進センター	年間：12回 参加者：415名	食事調査を行うことで、子どもの食生活を見直すとともに、結果を食事バランスガイドの3歳児版に記入して配布し、食育の推進に努めている。	継続
26	親子料理教室	食生活改善推進員地区組織活動の一環として、料理を通した親子の共同体験を目的とする。 《実施方針》食生活改善推進委員の自主的活動ができるよう、体制づくりを進め、実施回数を増やす。 《対象》小学生の親子	年5回☆	健康増進センター	年間：3回 参加者：130名 健康増進センター：2回 結城小学校：1回	子どもたちに調理を体験させることにより、創造力や集中力、計画性を養うことができた。また、1日に摂取したい野菜の量など食育に関する指導を行った。	継続

27	保育所（園）給食による食育の推進	保育所（園）において、その発達段階に応じ、食事の大切さ、楽しさ、マナー等を指導し理解させる。 《実施方針》市内全保育所（園）で定めた食育全体目標に沿って実施する。 《対象》保育所（園）入所児童・保護者	クッキング保育11箇所 ☆ 野菜の栽培収穫11箇所 給食だより11箇所	子ども福祉課	クッキング保育 : 11箇所 野菜の栽培収穫 : 11箇所 給食だより : 11箇所	野菜の栽培収穫等の体験を通して、食事の楽しさや食の大切さを教えることができた。給食だよりに食に関する情報を掲載することで保護者の食に対する理解が深まった。	継続
28	学校における食に関する指導	学校において給食の時間、教科指導や特別活動、「総合的な学習の時間」など学校教育活動全体の中で、成長期である子どもの望ましい生活習慣、食習慣の確立を図る。 《対象》児童・生徒・保護者	継続	指導課 給食センター	各校の食に関する指導の全体計画に基づき、全小・中学校において実施 （保健体育、学級活動、給食指導、家庭教育学級により実施）	栄養教諭が学級活動等において、担任とＴＴを組み、食育についての授業を行った。また、栄養職員等による給食時の指導や会食を実施した。 家庭教育学級では、保護者を対象に食育の大切さについて講話を行った。栄養メモを活用し、給食委員会が献立や食品、栄養についてクイズ等を行うことにより、児童の関心を高めることができた。 給食だよりを通して、食の大切さについて家庭・地域との連携を図った。	継続
29	発達障害児支援（あすなろ教室）	心身に障害をもった子どもの日常生活と社会生活への適応性を図るため理学療法士等の専門的な療育指導を行っているあすなろ教室に補助金を交付する。 《対象》あすなろ教室	継続	社会福祉課	あすなろ教室利用者数 結城市 実利用者数 237名 延利用者数 1,177名	心理発達相談員、理学療法士等による専門的な早期療育指導に要する人件費を対象に補助金を交付し、障害児及び家族に対する支援の充実に寄与した。 他市町村からの利用者に対しては、実利用者数に応じた負担金を求めた。 平成26年9月末終了	終了
30	障害児保育	心身に障害を有する乳幼児の保育所（園）への受け入れ及び一般の乳幼児との集団保育を促進し、もって障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児の福祉の増進を図るため、障害を持つ児童を保育する民間保育園に対し補助を行う。 《実施方針》市内の保育所（園）すべてが入所申し込みに対応できるように体制づくりを図る。 《対象》市内全保育所（園）	継続	子ども福祉課	入所状況：16名 重度1名、軽度15名 （私立4保育所、公立2保育所） ※市単独補助事業対象 （障害児保育）	障害を有する乳幼児を受け入れることにより、障害児の健全な社会性、情緒等の成長、発達を助長する。また、健常児の障害児に対する正しい認識を深め、障害児福祉の増進に寄与した。引き続き保育所への受け入れを促進する。	継続
31	補装具の交付・修理費用の助成	身体上の障害を補うための補装具の購入・修理の自己負担額を補助する。（所得制限あり） 《対象》身体障害者手帳の交付を受けた障害児	継続	社会福祉課	補装具（障害児）の交付状況 18件 補装具（障害児）の修理状況 12件	障害児の必要に応じた補装具の交付・修理を行い、補装具費の助成をしていくことで、日常生活の向上を図ることができた。	継続
32	斜視・弱視児眼鏡等購入修理助成	義務教育を受けている斜視・弱視児の矯正用眼鏡等の購入・修理費用を補助する。 《実施方針》各小中学校を通じてPRを実施する。 《対象》小学生（9歳以上）・中学生	継続	子ども福祉課	助成者数：2名	斜視・弱視児童の眼鏡の購入費を助成することで、医療福祉の増進を図ることができた。	継続
33	障害者日中一時支援事業	障害のある児童を事業所等で、親の就労及び休息時に短期間預かる事業 《対象》身体・知的・精神障害のある児童	継続	社会福祉課	実利用者数：48名 利用回数：1,749回	障害児を事業所で短期的に預かることで親の就労及び休息等を支援することができた。	継続
34	小児救急医療体制の整備充実 →小児救急医療体制の普及推進	休日及び夜間における入院治療等を必要とする小児の重症救急患者の医療確保のための小児救急医療事業について、市民への広報を実施する。 筑波メディカルセンター病院 365日24時間 《実施方針》広報に努める 《対象》市内全域の小児	継続	健康増進センター	小児救急医療体制について、健康カレンダー及びホームページ、子育て支援情報誌に掲載し、情報提供に努めた。	小児救急医療体制・こどもの救急ホームページ及び子ども電話相談等について、情報提供を行い、救急時対応として活用している。	継続
35	救急医療情報コントロールシステムの活用普及推進	茨城県と（財）茨城県メディカルセンターが医療機関からの医療情報を提供する。24時間体制で一般市民からの問い合わせに対し、救急患者の症状に合った至近距離の医療機関を案内する。 《実施方針》広報に努める。 《対象》一般市民	継続	健康増進センター	救急医療情報コントロールシステムについて、健康カレンダー及びホームページ、子育て支援情報誌に掲載し、休日や夜間に速やかに受診できるよう、当番医について情報提供に努めた。	市内に夜間対応の小児科医が少ない現状であるため、救急時対応として活用している。	継続

36	かかりつけ医の普及・啓発	かかりつけ医を持つことの意義について普及・啓発を行う。 《対象》乳幼児の保護者	継続	健康増進センター	家庭訪問、健診・教育・相談事業等を通じ、繰り返し啓発した。	市内医療機関マップを子育て支援情報誌に掲載し、かかりつけ医を見つける際の参考となっている。	継続
37	喫煙対策事業	妊婦・育児中の保護者に対し、喫煙が及ぼす胎児、乳児への影響について正しい知識を普及、また指導を実施する。また、小学校高学年に対し、タバコの害に関する正しい知識の普及を図る。 《実施方針》母子手帳交付時及び乳幼児検診時に喫煙に関する問診をし、必要時指導を実施。また小学5年生に対し喫煙防止パンフレットを配布。 《対象》妊婦・乳幼児の保護者、児童・生徒及び保護者、教職員など	継続	健康増進センター	母子健康手帳交付者数：462名 5か月児検診：374名 1歳6か月児検診：415名 2歳児歯科検診：359名 3歳児検診：415名 市内小学5年生に喫煙の害について啓発するためのパンフレットを配布：456名	母子手帳交付時及び乳幼児検診時に喫煙に関する問診を実施。必要時、保健指導を実施している。 タバコに関心をもち始める小学校高学年を対象に、タバコによる健康被害についての知識を普及啓発し、未成年の喫煙を防止する。	継続
38	薬物乱用防止教育事業	学校においてタバコ、飲酒、シンナー、薬物等の薬物乱用防止教育を「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」、「総合的な学習の時間」等の中で実施する。 《実施方針》積極的に推進していく。 《対象》小学生・中学生	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全小・中学校で実施	警察等、外部講師の活用により、薬物乱用の恐怖や健康への影響等について、正しい知識を得ることができた。また、発達段階に応じ、具体的に捉えることができ、薬物使用に対する危機感を育むことができた。	継続
39	公立学校内における敷地内禁煙事業	学校において児童生徒に対する喫煙防止教育（健康教育）の推進、また、教職員の健康管理のために、学校敷地内禁煙を推進する。 《実施方針》学校敷地内禁煙の徹底を図る。 《対象》小学校・中学校	継続	指導課	全小中学校で完全実施	喫煙防止教育の推進並びに教職員の健康管理を図ることができた。運動会等の各種行事の訪れる来校者への周知徹底を図っている。	継続
40	性教育事業	体や身の回りの清潔及び心身の発育発達について基礎的な知識の理解を通して生命尊重の精神を養うとともに、性についての認識を深める。 《実施方針》養護教諭、保健主事と連携し、学級担当が中心となり発達段階に即した適切な性に関する教育を積極的に進めていく。 《対象》小学校、中学校	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全小・中学校で実施	各校で、養護教諭や外部講師の活用を図った指導が実施できた。 性に関する情報氾濫に関する諸問題について、具体的な指導実践の継続が必要である。	継続
41	◆幼児等とのふれあい事業	中学校の学習の一環として、幼稚園や保育所（園）に生徒が出かけ、幼児との遊びや生活の支援を通して交流を深め、幼児の発達の理解や関わり方を身に付け、より良い家庭生活を営むことができるような人材を育成する。 【技術家庭科、総合的な学習の時間（職場体験学習）等】 《対象》中学生	継続	指導課	年間指導計画に基づき、全中学校で実施	家庭科及び総合的な学習の一環として実施した。 幼児とふれあうことで他を思いやる心や社会人としての望ましい脂質を育成することができた。 普段の学校生活では見られないようなよい一面が見られ、生徒指導にも効果があった。	継続
42	異年齢児交流等事業（保育所地域活動事業）	児童・生徒と低年齢児とがふれあえる機会を設け、保育に関する体験学習や子育て意義に対する認識を深め、生命の尊さを学ぶ。 《実施方針》小中学生を中心に、保育所（園）の内外を問わず園児とふれあい時間を設ける。 《対象》小学生・中学生・高校生	実施保育園8箇所☆	子ども福祉課	実施保育園：6箇所	少子化により兄弟が少ないことから、交流を通して社会性を身につけられた。実施保育所を増やすよう努めていく。	継続
43	◆◎要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の適切な保護を図るため、必要な情報交換や要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行う。 《実施方針》必要に応じた要保護児童対策地域協議会の開催 《対象》関係者	継続	子ども福祉課	代表者会議：1回 実務者会議：2回 個別ケース検討会議：8回 研修会：1回	要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は、要支援若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を実施した。	継続
44	家庭児童相談室	福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化し、家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図る。 《実施方針》業務の周知を図る。 《対象》児童（0～18歳）に関する悩みや不安、心配ごとを持つ保護者	継続	子ども福祉課	相談件数：236件（女性相談43件を含む）	子ども（0歳～18歳）のすこやかな成長を図るための、家庭におけるあらゆる相談に応じた。	継続
45	児童虐待防止のための広報啓発	児童虐待の早期発見・防止のために、広報誌の活用やリーフレットを各種関係機関に配布し各種広報啓発を進める。また、市民に対し児童虐待通告義務の周知を図る。 《実施方針》要保護児童対策地域協議会において広く周知していく。 《対象》市民	継続	子ども福祉課	ホームページに常時掲載 11月虐待防止月間には窓口においてもポスター等で周知を実施。小中学校、幼稚園、保育園にも配布。	今後の様々な機会に啓発活動を実施する。	継続

46	児童虐待をテーマにした講演会やシンポジウムの開催	児童虐待についての啓蒙啓発のため、研修会や講演会を実施する。講師に関係者を招いて、虐待の事例及び通告により解決した事例等の紹介を行う。 《実施方針》要保護児童対策地域協議会により方針を決定する。 《対象》関係者及び市民	継続	子ども福祉課	小山市主催、オレンジたすきりレーに参加。まつり結城の会場にて、パンフレット等配布。	児童虐待の啓蒙啓発を図る。児童虐待のみの講演会では事例等に限りがあるため、関連した研修を実施する。	継続
47	交通安全教育	実践的指導を行うことで、交通事故を未然に防止し、園児・幼児・児童・生徒の交通ルールとマナーを身に付け交通安全に対する意識高揚を図る。 《実施方針》直接指導者となる保護者にも指導をし、家族ぐるみ・地域ぐるみで、交通事故の撲滅を図る。 《対象》園児・幼児・児童・生徒	継続	防災交通課	交通安全教室：市内小中学校、特別支援学校 全13回 1469人参加 幼児交通安全教室：市内幼稚園、保育所 全1回 552人参加 高齢者交通安全教室：市内高齢者 全2回 62人参加	小中学校の交通安全教室は4～5月にかけて正しい自転車の乗り方・歩き方を中心に指導し、児童・生徒の安全を守る上で交通事故防止対策に寄与できた。また、幼児交通安全教室や高齢者交通安全教室においても事業の効果が図られた。	継続
48	通学路安全点検	小中学校からの交通安全の要望に対し、警察署、筑西土木事務所、市防災交通課、土木課、学校教育課にて通学路安全点検を実施し、交通安全施設整備を図ることに、安全な通学路を目指す。 《実施方針》通学路の交通安全施設整備を図る。 《対象》全小中学校を対象に実施。	継続	学校教育課 防災交通課 土木課	教諭・PTA・児童の意見に基づき、関係機関団体の協力のもと点検を実施し、改善が必要な箇所については通学路の整備を図った。	市内全学校を対象として実施しており、対象校に対しての効果は大きい。引き続き関係機関と連携した通学路安全点検の実施を行う。また、通学路安全点検とは別に改善等の要望があれば順次現地調査を行い交通安全施設の向上に寄与していく。	継続
49	街路灯・防犯等の設置	学校指定の通学路において、各自治会長から申請のあった箇所に交通安全施設通学路街路灯を整備する。また、各自治会で設置する防犯灯に補助金を交付することによって安全で住みよいまちづくりの実現に寄与する。 《実施方針》各自治会と相互協力し、交通安全及び犯罪抑止を図る。 《対象》市内全域	継続	防災交通課	通学路街路灯設置件数：4件 防犯灯補助件数：21件	・通学路街路灯 自治会を基本に、要望に基づき現地を確認し危険箇所への設置を行い、児童・生徒の登下校時における安全確保に寄与した。 ・防犯灯補助 予算の範囲内において、設置費の補助を行うことで、安全に住みよいまちづくりの推進が図られている。	継続
50	交通安全対策事業	パンフレット及び啓発品等を配布し、交通事故防止の呼びかけをドライバー・市民に対し広報する。また交通安全の立哨指導活動を行なう。 《実施方針》交通関係機関団体と相互協力し、交通事故防止を図る。 《対象》各交通関係機関団体	継続	防災交通課	啓発活動：春・夏・秋・年末 全4回 (パンフレットや啓発品の配布) 高齢者交通安全教室 高齢者世帯訪問	各季交通安全キャンペーン時にドライバーに対し、パンフレットや啓発品の配布を実施し交通事故防止に寄与できた。また、高齢者交通安全についても事業の効果を図ることができたので、今後も市民一人ひとりに推進していきたい。	継続
51	事業所等への安全運転徹底の要請	安管だより・広報啓発品を協賛・作成し各事業所及び一般に配付し、普及高揚を図る。また、安全運転競技大会を開催し、安全運転の推進を図るとともに、優良事業所の表彰等を行うことで、安全運転管理業務の充実を図る。 《実施方針》各事業所の従業員に対し交通マナーの向上を図る。 《対象》安全運転管理者協議会加入事業所	継続	防災交通課	啓発活動：春・夏・秋・年末 全4回 (各交通関係機関団体の協力のもと、パンフレットや啓発品を配布した) 結城地区安全運転競技大会を実施	各交通関係機関団体の協力を得ながら市民やドライバーに対してパンフレットや啓発品の配布を行い、交通事故防止に寄与できた。また、事業所から選手を募り、安全運転競技大会を開催したことで、事業所での交通安全の啓発がより一層図られた。	継続
52	世代間交流事業(交通・防犯危険箇所地図作成)	歩行者・自転車・自動車それぞれの立場から、危険を感じた(ヒヤリとした)箇所や見知らぬ人から声を掛けられたなどの箇所について点検、地図を作成する。 《実施方針》児童・保護者・高齢者三世代の交流を図る。 《対象》児童・保護者・高齢者	関係事業への振替	防災交通課	関係する事業に振り替えて、通学路を中心に交通事故防止、防犯対策について充実させていく。	類似内容の事業があるため、通学路安全点検や防犯パトロールの内容を充実させることで対応していく。 (防犯地図については、県警本部の「地域安全マップコンクール」があり、犯罪、交通事故、自然災害、避難場所、110番の家などを地図に落とし込んでいく内容で、小学校単位で作成している)	関係事業への振替
53	「子どもを守る110番の家」の登録推進	「子どもを守る110番の家」には、ステッカーを表示して、子どもたちの緊急避難等に備えるとともに、事故等があった場合には子どもを保護し、警察や学校、家庭へ連絡を取るなどの対応をする。 《実施方針》通学路や子どもの遊び場周辺に設置の重点を置き、引受家庭の促進を図る。 《対象》緊急事態時に対応できるよう、日中、家に大人がいる家庭で、引受家庭として、適当であると認められる家	現状維持	生涯学習課	登録・引き受け家庭件数 平成27年3月31日現在 739件 ※平成26年度中 新規登録 5件 辞退 10件	平成26年度は登録更新をして、子どもを守る家表示板の作成・配布を行った。 近隣市町に比べて、結城市では子どもの人数に対する登録件数が低いため、引き続き青少年育成結城市民会議を中心に、各地区の住民に「子どもを守る110番の家」について啓発し協力者を募集していく。	継続

54	地域安全マップ	地域安全マップの作成活動を通して、父母自ら参加し、身近な地域における子どもの成長環境の見直しを図り、安全な遊び場を確保する等住みよい地域づくりに貢献する。 《対象》市内各小学校、児童、保護者	継続	学校教育課	各小学校において実施	各小学校において実施 (警察署が主になり実施)	継続
55	防犯パトロール	防犯サポーターを設置し、青色回転灯装備車両で小中学校の下校時間帯に防犯パトロール活動を展開し、犯罪抑止を図るとともに、自主防犯組織の育成を図る。 《実施方針》凶悪犯罪から児童・生徒を守る。 《対象》児童・生徒	継続	防災交通課	防犯サポーターによる市内巡回 職員による巡回 地域防犯ボランティア団体による巡回	市内全域（主に市内小中学校通学区域）を午後3時から約90分程度パトロールを実施している。 土・日・祭日・休み期間中は、公共機関を中心に午後8時から約60分程度の夜間パトロールを実施している。	継続
56	防犯ブザーの配布	緊急的な犯罪予防対策として、小学校新1年生に防犯ブザーを配布する。 《対象》小学校新1年生	継続	学校教育課	新小学1年生471人に配布	企業からの寄附により、毎年度防犯ブザーを配布している。	継続
57	関係団体活動への支援	青少年育成関係団体と連携し、子どもたちの健全育成と社会環境浄化を図る。 《対象》結城市青少年相談員連絡協議会、青少年育成結城市民会議	継続	生涯学習課	7月：青少年の非行・被害防止強調月間 ①あいさつ・声かけ運動を結城駅等で実施 ②「青少年の健全育成に協力する店」登録活動を実施 11月：子ども・若者育成支援強調月間 ①あいさつ・声かけ運動を結城駅等で実施 ②市内有害図書等自動販売機立入調査を実施 その他、年間を通じて街頭巡回や地域防犯パトロール等を実施している。	地道な活動であるが、継続していくことが、子どもたちの事件事故の抑止につながる。	継続
58	IT配置事業	一人ひとりにきめ細かな指導を行うため非常勤講師を配置する。 《実施方針》小学校及び中学校の35人を超える学級に非常勤講師を配置し、きめ細かな指導に努める。 《対象》小学生・中学生	継続	学校教育課	5校6学級に非常勤講師を配置	結城小、城南小、上山川小、江川北小、結城中 複数の教員を配置することにより、個に応じたきめ細かな指導をすることができ、基礎的基本的な学力の定着を実現することができた。	継続
59	特別支援教育事業	学校においてこれまでの特別支援教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人のニーズにあった支援を行う。 《実施方針》県の養護学校と連携を図りつつ、各学校における障害のある児童・生徒に対して効果的な支援体制の確立を図る。 《対象》小学生・中学生	継続	指導課 学校教育課	知的障害特別支援学級 小学校：5校5学級 中学校：3校4学級 自閉症・情緒障害特別支援学級 小学校：9校13学級 中学校：3校7学級 言語障害特別支援学級 小学校：4校4学級 中学校：1校1学級 介助員：17名(H27.3末実績)	各学校の校内教育支援委員会における審議及び結城市教育支援委員会の審議を重ねることで、一人一人のニーズに即した支援が図られた。一方で、特別支援学級入級適の判定がされても、保護者の了解が得られないケースもあるため、特別支援教育に対する理解と啓発が必要である。 ・知的障害特別支援学級 結城小、城南小、結城西小、絹川小、江川北小、 結城中、結城東中、結城南中(2) ・自閉症・情緒障害特別支援学級 結城小(2)、城南小(2)、結城西小(2)、城西小、絹川小、上山川小、山川小(2)、江川北小、江川南小 結城中(2)、結城東中(2)、結城南中(2) ・言語障害特別支援学級 結城西小(新)、絹川小、上山川小、江川北小、 結城南中	継続
60	学校施設の整備(定期的な安全点検)	学校内における児童生徒の安全確保のため、小中学校の施設の安全点検を実施する。 《実施方針》児童生徒が安全に学校生活を送れるよう、継続的に老朽箇所を改修し、順次耐震構造に整備する。 《対象》市内小中学校の施設	耐震診断・補強の実施	学校教育課	修繕及び改修工事 小学校85件、中学校50件 耐震補強工事 江川北小学校体育館耐震補強及び大規模改造工事 結城西小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事	優先度の高い個所の修繕及び改修工事、学校施設の耐震化事業を実施し、児童生徒が安全かつ安心して学べる教育環境の整備が図れた。	継続
61	学校評議員制度	家庭や地域と連携協力し、地域に開かれた学校づくりを一層推進する。 《実施方針》当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱する。 《対象》小学校・中学校	継続	学校教育課	各学校において、意見交換を実施	学校との意見交換により、地域の意見等を把握することができ、地域に信頼される開かれた学校づくりの推進が図れた。	継続

62	◎スクールカウンセラーの配置	いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図るため中学校にスクールカウンセラーを配置する。スクールカウンセラー配置校においては、学校の特徴、児童生徒の実態に応じた課題を設定し、スクールカウンセラーの有効かつ円滑な活用についての調査研究を行うものとする。 《実施方針》スクールカウンセラーの3校への配置及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、中学校での生徒指導体制の援助となるように努める。 《対象》中学校	継続	指導課	中学校配置のスクールカウンセラーを要請に応じ小学校へも派遣	中学校全校にスクールカウンセラーを派遣したことで、児童生徒や保護者の相談活動を密に行うことができた。 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー（SSW）の連携をさらに高めていくことが今後の課題である。	継続
63	フレンド「ゆうの木」	学校と連携し、不登校児童・生徒が抱える問題の解決や改善を図ることで、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助する。 《実施方針》不登校生徒が通いやすい環境を整える。 《対象》小学生・中学生、保護者	継続	指導課	相談員配置実績 相談員：2名 相談員助手：4名 相談実績 児童生徒：335回 保護者：580回 学校：284回 関係機関：874回 通室状況 正式通級性：16名 中学3年生：3名 高校進学 教育相談で関わっている児童生徒：28名	相談員による電話や来所相談活動及び学校に出向いての不登校児童生徒に対する支援ができた。 今後も、関係機関との連携を深め、多種多様にわたる問題に適切に対応できる体制づくりをすすめていく。	継続
64	◎放課後子ども教室	9校の小学校及び結城特別支援学校を活動拠点に、児童・生徒を対象に子どもたちの居場所を設け、放課後や休日に地域の大人、高校生、大学生等を活動指導員に据え、様々な体験活動や交流活動を行うとともに安全な居場所づくりを行う。 《実施方針》現在実施している3校（結城小、結城西小、絹川小）及び結城特別支援学校は引き続き継続し、未実施の小学校6校については、指導者を養成し、放課後子ども教室を開設する。 《対象》登録児童・生徒	全小学校（9校）と特別支援学校で実施	子ども福祉課	登録児童数 結城小：29名 20回開催 絹川小：49名 20回開催 結城西小：23名 19回開催 特別支援：5名 17回開催	学童クラブと連携を図りながら、子どもの安全な居場所の確保、勉強や様々な体験活動、地域住民・異年齢児童・ヤングボランティアとの交流活動等を実施し、児童の健全育成を図ることを目的として事業実施。 市内未実施小学校における放課後子ども教室の開設については、学校の空き教室等場所の確保、地域の指導員の協力等が必要である。	継続
65	「総合的な学習」推進事業	総合的な学習の時間において、国際理解、情報、環境、福祉、健康や伝統文化など地域や学校の特徴に応じた課題について、主体的に探求する能力を身に付けさせ、自己の生き方を考えることができるようにする。 《実施方針》社会体験や自然体験、栽培活動を体験する場所を確保する。 《対象》児童・生徒	継続	指導課	市内小中学校の要請を受けてスクールボランティアを派遣する。 中学校におけるキャリア教育の一環として、職場体験学習や職場見学を推進している。	総合的な学習の時間は週2時間、児童生徒の生きる力を育成するための貴重な時間となっている。	継続
66	「夏の体験学習」（農業後継者育成対策事業）	「食農教育学習会」トモロコシ定植から収穫までの体験を通し、農業に対する関心を持ってもらうとともに、食に対する正確な知識を身につけることができる教育の機会として支援する。 《対象》市内小学生	継続	農政課	実施：結城小学校 5年生対象 4/14 第1回学習会及び播種作業 5/1 第2回学習会及び定植作業 6/4 第3回学習会 7/3 第4回学習会及び収穫作業 7/4 調理及び試食会（授業参観）	事業実施団体：JA北つくば結城青年部	継続
67	「消費者合同研修会」（農業後継者育成対策事業）	「トモロコシの収穫体験を実施」収穫体験を通し、子どもたちの農業に対する関心と意識の向上を図る。 《対象》市内園児	継続	農政課	実施日：7/8 参加者：かなくぼ保育園 32名 みくに保育園 52名 ふたば保育園 39名 たま保育園 34名 富士見幼稚園 18名 ひかり幼稚園 29名	事業実施団体：JA北つくば結城青年部	継続
68	ふるさと・体験事業	自然体験、創作活動、郷土かるた取り大会等の様々な活動を通して、子どもたちの感動や喜びといった情緒教育を醸成し、異年齢間、地域間、家族間の交流により絆を深める。 《対象》小中学生	継続	生涯学習課	親子体験教室（ツインリンクもてぎ） 7月27日（日）40名（親子） 結城郷土かるた取大会（かなくぼ総合体育館） ※市子連共催 11月23日（日）114名 野外研修事業（那須甲子青少年自然の家） ※市子連共催 平成27年2月1日（日）57名 子ども体験フェスタ（市立公民館） 3月1日（日）180名	様々な活動をおとして、子ども達の情緒教育を醸成することができた。また、家族間・地域での交流を深めることができた。	継続

69	学校ボランティア活動推進事業	児童・生徒に「思いやりの心」を育てるため、車椅子体験、アイマスク体験等を積極的に取り入れるとともに、老人ホーム訪問や特別支援学校等との交流を図る《実施方針》老人ホーム等の施設や、特別支援学校との連携を図る。 《対象》児童・生徒	継続	指導課	全小中学校で実施	各長中学校では、「総合的な学習の時間」「道徳」「特別活動」等の一環として、車椅子体験、アイマスク体験や老人ホーム訪問、特別支援学校との交流を実施している。	継続
70	三世交代流事業	高齢者と子どもの交流を通して、昔の生活、文化、習慣を次世代に継承する。昔遊び（竹馬、竹とんぼ等） 《対象》高齢者と小学生	事業内容を工夫し継続していく。	介護福祉課	3地区（見晴町・絹川・上山川） 参加者人数 180人	高齢者にとつての生きがい、子どもたちにとつての向上心の高揚に加え、地域社会との連携が図れた。	国の地域支援事業（任意事業）内容は正の状況により、介護特会で継続できるか否かは不明。 なお、一般財源での実施の是非については検討を要する。
71	結城盆踊り大会開催事業	盆踊りを通して、地域や世代間の交流、心とこころのふれあいを図る。 《実施方針》子ども会等の参加の増加を目標に、踊り手募集PR等を積極的に行う。 《対象》子ども会、市民団体	継続	産業振興課 ※結城市観光協会事業	台風の影響により中止		継続
72	◆親子歴史教室開催事業	本市を代表する伝統的な織物である結城紬の糸の染色技術として伝えられてきた藍染めの技法を親子で体験する。 《対象》幼児、児童、生徒及びその保護者	継続	スポーツ文化課	開催日：3月1日（日） 場 所：公民館 参加者：49人	子ども体験フェスタと同時開催	継続
73	都市公園整備事業	地域住民が親しむ公園を整備することにより、憩いと安らぎ、コミュニケーションの場を提供するために公園を整備する。 《実施方針》計画的に整備していく。 《対象》区画整理事業地内の都市公園南部地区：16箇所 北西部地区：9箇所	継続	都市計画課	結城南部土地区画整理地内 下り松中央公園 ・公園整備に伴うワークショップの開催 ・ワークショップの意見を反映させた実施設計書の作成 ・平成27年度下り松中央公園整備予定	第5次結城市総合計画に基づき、毎年1箇所の公園整備を計画しているが、平成26年度においては、公園を整備するにあたり、ワークショップを開催し、地元住民との協働作業により公園の基本計画を作成し、その結果を反映した実施設計書を作成した。	継続
74	公園の維持管理運営	公園施設の定期的点検及び改善、公園内樹木の適時管理により安全で安心して利用できる公園を目指す。 《実施方針》公園愛護協会やボランティアの協力を得て、健全で安心して利用できる公園を目指す。 《対象》都市公園35箇所、その他の公園33箇所	継続	都市計画課	公園施設の安全点検 49公園実施 内訳 遊具、施設点検 328基 都市公園 34公園 その他公園 15公園 公園愛護協会 37団体	安全点検の結果、危険と判断された遊具等については速やかに撤去や使用禁止の措置を行っている。 公園愛護協会は、新規団体の設立が1団体あったが、廃止になった団体が1団体あり、昨年度と同数である。	継続
75	子どもが使いやすい図書館整備事業	校内において、市内各小中学校図書室内及びゆうき図書館内の資料検索と利用が可能になるよう、図書館・各学校図書室の電子ネットワークを確立し、整備する。 《実施方針》各学校図書室に学校司書を配置することで、学校図書の整理ならびにゆうき図書館との連携・連絡の端緒を開く。また、児童が図書館に親しみを感じ、読書の習慣を身につけるように支援する。 《対象》市内小中学校生全員	学校司書数9名 電子ネットワークの整備☆	指導課	学校司書9名を全小中学校に配置 月1回、中学校へ派遣	各小中学校に1名ずつの学校司書を派遣することで、学校図書の整理並びにゆうき図書館との連携が強化された。 中学校では、月に1回図書の整備を行っている。	継続
76	◆ゆうき図書館の運営	児童や生徒の読書活動を推進するため、利用しやすい環境の整備と児童向け図書の充実を図る。また、調べ学習支援に対応できる児童参考資料の充実を図る。 《対象》乳幼児、児童、生徒、保護者	児童図書冊数 32,000冊☆	ゆうき図書館	児童書、児童参考書、絵本、紙芝居の合計 29,337点所蔵。	・「季節棚」として季節や行事、その他様々なテーマで選んだ資料を展示（2週間程度で更新）。 ・ホームページ上で調べものに役立つ本をテーマごとに紹介すると同時に、印刷物を館内にて掲示。	継続
77	中学校各種球技大会	北関東中学校野球大会・茨城県栃木県中学校女子バレーボール大会・近隣中学校男子バレーボール大会・近県中学校ソフトテニス結城大会・近県中学校卓球結城大会等各種大会を通して、青少年の健全育成と交流を図り、スポーツの普及に努める。 《対象》中学生	継続	スポーツ文化課	北関東中学校野球大会7月26日（土）～31日（木）6日間（参加校90校） 女子バレー大会 5月24日（土）31校 男子バレー大会 5月25日（日）13校 卓球大会 5月18日（日）男子35校女子31校 ソフトテニス大会 5月24日（土）男子27校女子27校	スポーツの普及・発展と精神的・身体的な育成を図ると同時に、スポーツマン精神の高揚と選手間の親睦が図られた。	継続

78	結城シルクカップ ロードレース大会	心身の健康と世代間の交流を図り、スポーツの普及発展を図る。 《対象》市民	継続	スポーツ文化課	日程：2月15日(日) 場所：鹿窪運動公園周辺 参加申込者：3,175人 【種目】・1.8km親子ペア・1.8km小学生男女 ・3km中学生男女・5km一般男女・10km一般男女	参加者相互の親睦が深められたと共に、強健な体力と旺盛な気力が養われ、スポーツの発展向上が図られた。市の活性化に向けたイベントとして定着してきている。	継続
79	市民各種スポーツ大会及び各種スポーツ教室の開催	心身の健康と世代間の交流を図るために、「成人週1スポーツ」を目標とし推進する。 《対象》市民	継続	スポーツ文化課	市民スポーツレクリエーション祭 10月13日(日)延べ人数545人	子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民がスポーツを通して親睦を深めた。また、心身の健全育成が図られ、市民への生涯スポーツの普及・発展を図ることができた。	継続
80	◆祭りゆうき開催事業	市民手作りのお祭りを通じ、市民と地域のつながりを再確認するとともに、三世代間のふれあいと対話・強調する心を育むことを目的とする。 《実施方針》文化意識の向上や結城市の文化特性を見出すような事業展開を図るとともに、参加者の拡大を図っていく。 《対象》全市民	継続	産業振興課 ※結城市観光協会事業	平成26年10月25日(土)～26日(日) 10:00～15:00 来場者数 48,000人		継続
81	子ども会活動の支援	子ども会活動を支援するため、子ども会育成連合会との連携をとりながら支援を行う。また子どものリーダーや子ども会指導者の育成を図る。 《対象》小中学生	継続	生涯学習課	単位子ども会数 86団体 年間行事計画に基づいて、子ども会育成連合会と連携を図りながら事業を実施 リーダー・指導者・育成者研修会92名 結城郷土かるた取大会114名 野外研修事業57名 花いっぱい運動11団体 友好都市交流事業協力 各地区球技大会 子ども夢事業20名	参加する子ども会、子どもたちが固定化していることが課題。 子ども会活動や事業の広報やアピール方法を考えていく必要がある。 各地域や市子連役員や指導者が短期間で入れ替わるため、リーダーの育成が難しい。	継続
82	◆たのしいとしょかんツアー	子どもたちを公用バスで送迎し、図書館を活用する機会を提供し、読書活動の促進を図る。 《対象》絹川・上山川・山川・江川地区の小中学生	継続	ゆうき図書館	年1回 参加者 67名 カード作成 33名 300冊貸出	ボランティア団体「ゆうきおはなし会」による読み聞かせ等のおはなしプレゼントも行った。	継続
83	子育て関連情報を一括して掲載するホームページの作成	「結城市お知らせ版」に随時掲載している情報を、一括して掲載するホームページを作成する。 《実施方針》子育て関連情報の充実を図る。 《対象》すべての子育て中の保護者	継続	子育て支援センター	子育て支援センターホームページ作成	センター利用紹介、活動予定、ママフレWeb、健康・育児情報など発信している。	継続
84	メールによる子育て応援相談室	子育ての不安や悩みを持つ保護者からの相談をメールで受け付ける。 《実施方針》相談体制の充実を図る。 《対象》すべての子育て中の保護者	実施☆	子ども福祉課	未実施	実施に向けて協議する。 感情が伝わりにくいことはあるが、メールでしか相談したくない方も現在はあると思われる。	検討
85	健康相談	定例の「健康相談」（毎月2回、健康増進センター）、「栄養相談」（毎月1回、健康増進センター）の開催及び専門医による「心の相談」（毎月1回、健康増進センター）を開催しているほか、随時電話でも対応する。 《実施方針》育児支援の充実を図る。 《対象》乳幼児とその保護者	継続	健康増進センター	健康相談 : 年間22回 乳幼児及び保護者: 65組 栄養相談 : 12回 心の健康相談 : 12回 電話相談随時実施: 254件	定例健康相談では、乳幼児健診のフォロー者に対して健診後の支援の場になっている。 電話相談では、栄養面や発育発達についての相談が多く、ケースに応じ支援できている。 心の健康相談では、精神面に問題を抱えた母親への支援につながっている。	継続
86	のびのび子育て相談事業	子育てに不安や悩みを抱く保護者に対し、のびのび子育て相談員による相談事業を行うとともに、親子の関わり的重要性と関わり方を保護者に伝える。また、「のびのび子育てだより」により育児情報の提供、乳児健診において子育て支援教育を行う。 《実施方針》事業のPRを図り、活動の安定と拡大を図る。 《対象》乳幼児と保護者	継続	健康増進センター	5カ月児健診 : 12回 374名 1歳6カ月児健診: 12回 415名 にこにこ教室 : 12回 99名 おたより発行 : 年1回 のびのび会議 : 年1回	のびのび子育て相談員は母親の身近な相談者として、5カ月児健康診査での集団教育、1歳6カ月児健康診査での個別相談や健康診査のサポート、発達フォロー教室への協力など、育児支援事業において活躍している。	継続

87	◆◎女性相談	DVを中心として多様な女性問題に対する相談窓口を開設するとともに、相談内容に合わせた関係機関相互の連携を図る。 《対象》すべての女性	継続	子ども福祉課	月曜日～金曜日（9:00～16:00） 相談件数 43件（DV相談 19件）	女性に関する問題解決の窓口となることができた。	継続
88	◎地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導や子育てサークル等への支援等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。 《対象》就学前及び未就園児を持つ保護者	継続	子育て支援センター	市内3施設 延べ利用者 子 : 13,325人 保護者 : 11,783人 相談件数 : 3,710件 電話相談 : 51件 面接相談 : 4件 グループ相談 : 0件 活動中相談 : 3,655件市内3施設	利用者が増加している中、それぞれのセンターが特徴を生かした多種多様な企画を実施したり、育児相談などの支援をしている。	継続
89	◎ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人（協会員）と、育児の手助けが必要な人（利用会員）を会員登録し、利用会員からの依頼に応じて育児の手助けができる協会員を紹介する。 《実施方針》協会員及び利用会員数の増加と利用促進を図る。（会員100名以上で国補助対象） 《対象》市民	登録会員（利用・協力）100名以上☆	子ども福祉課	協会員 : 70名 利用会員 : 157名 登録会員数 : 227名 延利用時間 : 1,111時間	相互扶助の機能を整備することで子育て環境を整備できた。	継続
90	◎子育てサークル育成支援事業	子育てグループが自主的な活動ができるように支援し、親の孤立感や育児不安の解消を図り、保護者の育児力を向上させる。さらに子ども同士の関わりから子どもの心の健やかな発達を助長する。 《実施方針》グループ・リーダーの保護者の力量アップに向けて支援を行っていく。 《対象》0歳～未就園児親子	継続	子育て支援センター	4グループで活動 活動日数 : 158日 延べ参加人数 子 : 1,090人 保護者 : 956人	グループが自主的に活動できるような場の提供や支援を引き続き続けていく。	継続
91	家庭教育学級	家庭教育力の向上のため、親の在り方について学習し、現代にふさわしい家庭教育の確立を図る。各学級の役員が中心となって学級の実態に応じて、年6回程度の学習計画を立て、それを実践する。各学級生がお互いに協力しながら、学習に関わり、自立心が高まっている。また、情報交換も密に行っている。未就園児の親対象として募集型家庭教育学級を実施する。 《実施方針》マンネリにならないよう、学習に関する様々な情報を提供していく。情報提供の1つとして、生涯学習指定学習会を実施してもらう。 募集型家庭教育学級については、親同士の交流を通して自分にあった子育て方法を学ぶ。 《対象》市内小中学校に通学している子どもをもつ親。募集型については、未就園児をもつ親。	継続	生涯学習課	○指定家庭教育学級 : 12学級 974名 延学習会開催数 : 80回 延参加者数 : 1,973名 ○自主家庭教育学級 : 10学級 287名 延学習会開催数 : 55回 延参加者数 : 691名 指定家庭学級において、生涯学習課指定学習会を実施。小学校 : コモンセンスペアレンティング・中学校 : メディア教育 2月11日（祝）市民文化センターアクロスで「青少年の豊かな心を育む大会」と合同で家庭教育講演会と合同閉鎖式を実施した。 ○募集型家庭教育学級 : 2学級 13名 学習会開催数 : 12回 内容 : ノーバディーズパーフェクト、コモンセンスペアレンティング幼児版	小中学校家庭教育学級では、年間学習計画を企画する際に、事前相談期間を設け、生涯学習課指定学習会を必須とするなど、学習内容も充実したものとなっている。多くの学級生が参加できるよう、開催日等アドバイスをしている。 未就園児の親を対象とした募集型家庭教育学級では、カナダの親支援プログラム「ノーバディーズパーフェクト」とアメリカの親支援プログラム「コモンセンスペアレンティング幼児版」を託児付きで実施し、参加者各自が自分にあった子育てについて考え、自分自身をみつめる時間を提供することができ、育児不安の解消と仲間づくりにつなげていくことができた。確実に子育てのスキルアップを図ることができた。	継続
92	三世代交流	親・子・孫三代がともに参加でき、共通の体験・感動を通して世代間の交流を深めるとともに、地域及び家庭教育力の向上を図る。 《実施方針》地域指導者の育成と、協力体制の確立を図る。 《対象》青少年育成結城市民会議8支部・9小学校	継続	生涯学習課	結城支部【おもちゃ作り、制作活動、体験発表等】約500名参加 城南支部【城南まつり：思いやり絵手紙展示、昔遊び、工作活動、地域の方の体験談等】約1511名参加 結城西支部【ふれあい陶芸教室、ふれあい奉仕作業、年代別地区対抗リレー】約1013名参加 城西支部【城西まつり、三世代交流広場：創作活動、昔遊び】約500名参加 緋川支部【三世代交流学習会、伝承の遊び】約165名参加 上山川支部【上小フェスタ：学習発表、ふれあい祭り、地域ふれあいタイム】約411名参加 山川支部【三世代交流親子つり大会、交流祭：発表会、三世代交流：昔遊び等】約371名参加 江川支部【江北まつり：発表会、昔遊び等】約650名参加 江南まつり：交流コンサート、発表会等】約390名参加	地域柄を生かした特色のある事業に取り組み、家族や地域の方が学校を介して交流を深めるとともに、地域の子どもは地域で育て、守るという意識を再認識することが出来た。	継続

93	◎子育て支援エン ジョイ・プレイルー ム事業	子育てのノウハウを楽しく学びながら、たくさんの仲間と交流し、悩みを託したり情報を交換し、楽しい一時を託児付講座や子育て支援広場で心身ともにフレッシュし、いきいき子育てを応援する。 《実施方針》ボランティアのスタッフだけでなく、子育て中の保護者自身が運営に参加できるように検討し、拡大・拡充を図る。 《対象》子育て中の親子、子育て支援者として活動している者	参加者1,205名☆	子ども福祉課	駅前「子ども広場」において実施 開設日 : 297日 延べボランティア: 626名 参加者 : 3,880名	子育て支援センター事業と重複がないように実施	継続
94	妊産婦・小児の医療 費助成（県事業）	妊産婦及び0歳児から中学校3年生（中学生は入院のみ）までの小児が病院や診療所などに受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円（月2回1,200円限度）、入院した場合は1日300円（月3,000円限度）の自己負担がある。（所得制限あり） 《対象》妊産婦、0歳から中学校3年生までの小児（ただし中学生は入院のみ）	継続	保険年金課	利用人数 妊産婦 : 268名 小児 : 4,748名	罹患率の高い小児が必要な時に受診でき、乳幼児の健全な育成を担っている。また、子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。 妊産婦と小児の受給者家庭で、安心して子育てが出来るようになった。	継続
95	少子化対策医療費助 成事務事業（市単独 事業）	県の医療費助成制度の所得制限等により、非該当となった妊産婦、0歳から中学校3年生（中学生は入院のみ）までの小児と中学校1年生から3年生が病院や診療所などに外来受診した場合に、医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円（月2回1,200円限度）、入院した場合は1日300円（月3,000円限度）の自己負担がある。 《対象》県事業の非該当者の妊産婦、0歳から中学校3年生までの小児	継続	保険年金課	利用人数 妊産婦 : 21名 小児 : 1,933名	茨城県医療福祉費制度が所得制限により受けられない妊産婦・小児が、市の制度により、すべての妊産婦・小児が同じ医療費の助成を受けることができるようになった。また、中学1年生から3年生の外来も医療費の助成を受けられたことにより子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。	継続
96	母子家庭等医療費助 成（県事業）	母子家庭・父子家庭で18歳未満の児童を養育している者及びその児童（20歳未満の高校在学者または障害児を含む）を養育している者に対し医療費を助成する。ただし、医療機関ごとに外来のときは1日600円（月2回1,200円限度）入院した場合は1日300円（月3,000円限度）の自己負担がある。（所得制限あり） 《対象》18歳未満（20歳未満の高校在学者または障害児を含む）の児童及び父母	継続	保険年金課	利用人数 母子家庭の母と子 : 950名 父子家庭の父と子 : 108名	母子家庭の母子・父子家庭の父子が必要な時に受診でき、母子・父子家庭の子育ての経済的負担の軽減や子育て不安の解消をしている。母子家庭の母子・父子家庭の父子が、安心して子育てが出来るようになった。	継続
97	心身障害児通院等交 通費助成	医療機関、機能回復訓練（結城市内）への通院、通所のタクシー代を支給する。上限月額5,000円 《対象》身体障害児1,2,3級視覚障害児4級、肢体不自由下肢4級療育手帳（A）、A、精神保健福祉手帳1～2級	継続	社会福祉課	上限月額 5,000円 利用人数 0人	障害児の通院・通所に要する交通費の助成を行い、障害児の治療・機能回復訓練の経済的支援を図ることを目的としているが、平成26年度の障害児の利用はなかった。	継続
98	幼稚園就園奨励費の 支給	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差の是正を図る。 《対象》幼稚園児の保護者	継続	子ども福祉課	該当園児 : 495名（19園） 金額 : 64,367,200円	所得額に応じて幼稚園就園奨励費を支給することにより、家庭の負担を軽減することができた。	継続
99	母子家庭等児童学資 金の支給	母子家庭、父子家庭又は両親のいない家庭の義務教育就学中児童1人につき年額10,000円を支給する。これにより就学上の不安を解消する。（所得制限あり） 《実施方針》お知らせ版等で周知を図る。 《対象》離婚や死亡等により両親又はその一方がいない家庭の義務教育就学中の児童を養育している者	継続	子ども福祉課	年額 1万円（第2子以上3千円加算） 支給件数 : 282件（内父子家庭19件） 第1子 : 188世帯 第2子 : 81世帯 第3子 : 12世帯 第4子 : 1世帯	学資金の支給により就学中児童のいるひとり親家庭等の負担軽減の	継続
100	すこやか子育て奨励 金の支給	結城市に3年以上居住し第3子以上を出産し、その後1年以上養育した人に子育て奨励金を支給する。第3子 5万円（結城市金券）第3子 5万円（結城市金券）第4子以上 7万5千円（結城市金券） 《対象》第3子以降を出産した者	継続	子ども福祉課	支給実績 : 64人 第3子 : 51人 第4子以上 : 13人	奨励金の支給により多子家庭に経済的な支援を実施した。 H25年度から子育て応援助成金事業（義務教育3人目以降の給食費の助成）の開始により、本事業は、H27.4.1廃止。	廃止

101	就学の援助	すべての児童生徒が円滑な義務教育を受けられるよう、経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費（校外活動費・修学旅行費・新入学用品費含む）、給食費、医療費等、保護者負担の一部を援助する。 《対象》小学校及び中学校の児童生徒	継続	学校教育課	小学校：265名 14,840,113円 中学校：162名 15,399,682円 対象人数 ・準要保護 小学校：189人、中学校：113人 ・被災児童生徒 小学校：17人、中学校：1人 ・特別支援学級 小学校：57人、中学校：47人 ・要保護 小学校：2人、中学校：1人	経済的な理由により学用品等の購入や学校行事への参加が困難な家庭に対し、その費用の一部を援助することにより、児童生徒が等しく義務教育を受ける機会を確保した。	継続
102	奨学基金貸付制度	市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者に対して、学費を貸与し、就学の支援を行う。 《対象》市内に在住する者の子弟で、高等学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学する者	継続	学校教育課	奨学金貸与実績 ・新規 結城市奨学基金 3人 ・継続 結城市奨学基金 2人	学生に対し奨学金を貸与することにより、有為な人材の育成が図れた。 これまでの奨学基金貸与実績(平成26年度末) ・結城市奨学基金：104人 ・奥順奨学金：196人 ・乙女屋奨学金：37人	継続
103	児童手当	児童を養育している者に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。(所得制限あり) 支給額 第1・2子 月額10,000円 (3歳未満は15,000円) 第3子以降 月額15,000円 《対象》中学3年生までの児童の養育費	継続	子ども福祉課	延児童数：80,452人 総支給額：890,870,000円	児童手当を支給することで、家庭における生活の安定に寄与することができた。	継続
104	児童扶養手当	父母の離婚などにより、父親と生計をともにしていない児童の母、児童を監護し、かつ、生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している者に対し、負担の軽減を目的とする。 《対象》父親がいない18歳以下の児童を養育する母、又は母にかわってその児童を養育する者	継続	子ども福祉課	手当額(月額) 42,000円～9,910円 受給者数：445名(3月末現在)	児童扶養手当を支給することで、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることができた。	継続
105	障害児福祉手当	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 《対象》日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度の障害児(20歳未満)	継続	社会福祉課	月額 ①H26. 2～H26.3支給分：14,180円 ②H26. 4～H27.2支給分：14,140円 実受給者数：16名 延受給者数：187名	重度障害児に手当を支給することで福祉の増進を図ることができた。	継続
106	在宅重度心身障害児福祉手当(旧：在宅重度心身障害児福祉手当)	在宅の重度障害児に対する福祉の措置の一環であり、手当を支給することにより、福祉の増進を図る。 《対象》在宅の重度の障害児(20歳未満)を介護している保護者等	継続	社会福祉課	月額 3,000円 受給者数 101名 延数 1,081名	在宅障害児を介護する保護者に対して手当を支給することで福祉の増進を図ることができた。	継続
107	通常保育事業	保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《実施方針》受け入れ体制を強化していく。 《対象》保育所(園)	公立3箇所定員200名 私立8箇所定員845名計 1,045名☆	子ども福祉課	公立3保育所定員：200名 私立8保育園定員：800名 合計：1,000名(H27.4.1現在)	市内で定員割れをしている保育所があり、市には、待機児童はいない。	継続
108	保育内容と運営の充実	保育指針に沿って児童の処遇を行う。 《実施方針》保育連絡会において保育指針にしたがった保育内容と運営の充実を図るように協議する。 《対象》保育所(園)	必要に応じた園長会議(保育連絡会)の実施	子ども福祉課	公立所長会議：随時 市内保育園所長会議：5回 主任保育士会議：4回	園長会議を実施し、保育士の研修会を実施したことで、保育士指針を再確認し、運営の充実が図れた。	継続
109	保育士等の研修参加	必要な知識の習得と技術の向上のため、茨城県社会福祉協議会や茨城県保育協議会及び結城市保育連絡会等の開催する各種研修会に参加する。 《実施方針》保育連絡会の中で研修会を実施する等、積極的に推進していく。 《対象》保育士、調理師、栄養士	継続	子ども福祉課	保育士研修会(保育連絡会主催)：4回	研修会に参加したことにより、必要な知識等の理解や確認を行い、その結果を子どもに反映することができた。	継続

110	第三者委員会の設置 (苦情解決の体制整備)	苦情を密室化せず、公平なルールに基づいて適切に対応することにより、利用者と事業者の間の円滑・円満な解決を促進し、利用者の満足度の向上と適切なサービス利用が可能となるとともに、事業者の信頼と適正性を確保する。 《実施方針》公立保育所への設置を進める。 《対象》保育所(園)	全保育所(園)11箇所 ☆	子ども福祉課	私立保育園全 8箇所設置 公立保育所全 3箇所設置	保育所利用者が安心して児童を預けられる環境整備ができた。	継続
111	保育所(園)情報の充実と公開公立保育所のホームページの開設	保育所(園)選択の便宜を図るため、各保育所(園)の案内パンフレットを作成し、福祉事務所窓口や各保育所(園)に備え付ける。 《実施方針》市のホームページへの掲載情報を拡大していく。 《対象》保育所(園)の利用を希望する市民	継続	子ども福祉課	パンフレットを窓口に備え置きしている。また、ホームページでも情報を公開している。共働き家庭のために休日に一斉の説明会・申込受付を実施した。	情報のさらなる充実を図る。	継続
112	老朽化した保育所(園)の改修	老朽化し、安全性に問題がある保育所(園)施設について、園児の安全性を確保するための改修・改築・修繕を行う。 《対象》保育所(園)	改修・改築・修繕の実施	子ども福祉課	老朽化した保育所施設の設備修繕を実施した。 ・遊具、オルガン、浄化槽修繕、調理室給湯器、ガス警報器の修繕等	今後、大規模修繕や改築を視野に入れ、結城市全体として考えた検討会を立ち上げたい。	継続
113	乳児保育	入所対象年齢0歳から保育を行う。 《実施方針》ニーズに対応していく。 《対象》保育所(園)	継続	子ども福祉課	全保育所(園)において受入 3月31日現在 0歳児 77人	乳児からの保育を実施し、幼児の健やかな成長に貢献している。また、安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続
114	◎延長保育	保護者の就労形態の多様化や勤務時間の増加に対応して保育時間の延長を行う。 《実施方針》すべての保育所(園)で開所時間が11時間を越えた延長保育を実施する。 《対象》保育所(園)	11時間を越えて開所11箇所☆	子ども福祉課	11時間を越え 30分延長 : 4箇所 1時間延長 : 5箇所	保育時間の延長により、安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続
115	◎休日保育	日曜・祝日に、保護者が就労等のために日中家庭において十分保育できない児童を、保育所において保育する。 《対象》保育所(園)	4箇所☆	子ども福祉課	3箇所 延利用児童数: 44人	働き方の多様化に伴い、休日保育を実施することで、安心して働くことが出来る環境の整備を図れた。	継続
116	保育所地域活動事業	地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用していくため、地域の需要に応じた幅広い活動を推進する。・世代間交流事業・異年齢児交流事業 《対象》保育所(園)	世代間交流8箇所 異年齢児交流8箇所 ☆	子ども福祉課	世代間交流 : 6箇所 異年齢児交流 : 6箇所	活動を通して児童の社会性を身に付けることができた。	継続
117	◎一時保育	普段は家庭で児童を養育している保護者の病気や家族の介護、冠婚葬祭などで育児ができない場合や、育児疲れ解消等を目的に、一時的に保育所(園)において保育を行う。 《対象》保育所(園)	継続	子ども福祉課	私立4箇所 延利用児童数: 3,455人	必要な時に保育を提供することで、安心して子育てができる環境が整備できた。	継続
118	◎病児・病後児保育	病気が回復しつつある子どもを病院や保育施設などで看護師等が預かる。 《実施方針》ニーズを考慮して検討を行い、設置を進める。 《対象》保育所(園)	3箇所☆	子ども福祉課	実施施設: 城西病院 述利用児童数: 575人	平成25年9月2日開始。	継続
119	幼小交流事業	園児が小学校にスムーズに接続出来るよう幼稚園と小学校の交流を行う。 《実施方針》幼小の連携を強化し、園児が小学校にスムーズに接続出来るよう事業を充実し継続する。 《対象》幼稚園児、小学生	継続	学校教育課	幼保小交流実施校: 9校 年1回~3回実施	幼稚園児・保育園児が、小学校行事への参加を実施することにより学校への接続が容易にできた。	継続
120	幼稚園ふれあい事業	幼稚園の有する専門機能を地域住民のために活用することを目的とし、地域とのふれあい事業を実施する。 《実施方針》幼稚園・保護者との連携を強化し、内容を充実する。 《対象》幼稚園保護者	継続	子ども福祉課	私立幼稚園が地域交流事業を実施。 地域交流事業→子育て支援事業、異年齢児交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚園卒園児児童交流事業、郷土文化伝承事業	私立幼稚園が実施する幼児教育支援事業(地域交流事業等)に補助している。地域交流事業を実施したことにより、地域とふれあい、幼児教育の振興に資することができた。	継続

121	地域の「幼児教育のセンター」としての運営の充実	幼稚園開放と各種行事招待・子育て相談等を行い、地域に啓発する。 《実施方針》親子の健全な育成を考慮し、電話相談・来園相談等を実施する。 《対象》園保護者・未就園児と保護者	継続	子ども福祉課	私立幼稚園が地域交流事業（子育て支援事業等）を実施。 地域交流事業→子育て支援事業、異年齢児交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚園卒園児童交流事業、郷土文化伝承事業 地域の幼児をもつ保護者に対して、幼稚園を拠点として育児相談等を開催。	私立幼稚園が実施する幼児教育支援事業（地域交流事業等）に補助している。 地域交流事業→子育て支援事業、異年齢児交流事業、高齢者等世代間交流事業、幼稚園卒園児童交流事業、郷土文化伝承事業 地域交流事業を実施したことにより、地域とふれあい、幼児教育の振興に資することができた。	継続
122	幼稚園情報の提供	幼稚園が持つ機能の理解の促進を図るため、情報の提供を行う。 《実施方針》子育て情報誌への掲載やホームページの開設などにより情報を提供する。 《対象》幼稚園入園を希望する市民	継続	子ども福祉課	私立幼稚園の住所、電話番号を公開 幼稚園就園希望者への問い合わせ対応	保育園に係る情報提供に併せて幼稚園情報の提供	継続
123	研修の参加	必要な技術の習得と技術の向上のため、市教育研究会において実施する研修に参加する。 《実施方針》研修会に積極的に参加することにより、資質の向上を図る。 《対象》幼稚園教諭	継続	学校教育課 指導課	市教育研究会の研究部会の研修等に積極的に参加している。 研修・研究会 2回開催	市教育研究会に補助金を支出し、研修教育目標の達成及び教職員の資質の向上を図っている。	継続
124	幼稚園・保育所（園）での「家庭教育」の充実	子育ての悩みや課題を少しでも解消させるとともに、親としての資質向上を図るため、子育て講座を実施する。 《実施方針》専属講師を配置して、体験的内容や方法を取り入れた講座を就学前の子どもを持つ親や幼稚園、保育所（園）の年中・年少児の保護者を対象に計画する。 《対象》幼稚園・保育所（園）の保護者	拡充☆	生涯学習課	小学校9校で実施（就学前健康診断時） 参加者 468名 幼稚園1園で実施 参加者 150名	就学前健康診断の待ち時間を利用することにより、多くの保護者に参加してもらえた。小学校に入学する子どもを持つ親としての心構え等効果的な講座を実施することができた。 幼稚園・保育所では、祖父母参観や保育参観時に子どもから離れ、それぞれの立場で自分自身の子育てをあらためて見直す時間となった。	拡充
125	◎学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	仕事等により昼間、保護者等が不在の小学校低学年児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る。 《実施方針》すべての小学校単位で学童クラブを設置できるよう事業を推進する。 《対象》小学校1～6年生の児童	9小学校12箇所☆	子ども福祉課	学童クラブ 利用児童数 365名（平均登録児童数合計） 開設日数 ・結城西小 : 286日 ・結城小 : 288日 ・城西小 : 255日 ・城南小 : 250日 ・江川北小 : 250日 ・絹川小 : 251日 ・山川小 : 254日 ・上山川小 : 250日 小規模学童クラブ 利用児童数 5名（平均登録児童数合計） 開設日数 ・もろ保育園 : 250日 （江川南小学区）	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の安全を確保し、家庭的環境の中で生活の場、遊びや勉強の場を提供している。 H24年9月に、もろ保育園（江川南小学区）に学童クラブ開設。市内全小学区に学童クラブ開設され、市内全ての児童が学童クラブ利用可能となった。 H25年度より、対象学年要件の緩和に伴い、全学年の児童が、学童クラブ利用可能となった。	継続
126	子育て講演会	次代を担う子どもたちが、健やかに、心豊かに育ち、また、子育てに夢と希望が持てる地域社会をつくることを目的として講演会を開催する。 《実施方針》子育てに関する意識啓発事業として、定期的に開催していく。 《対象》市民	定期的に開催☆	子ども福祉課 子育て支援センター	合同講話「子育てで育まれる親心」11/21 体操教室（ズンバゴールド・ベビーマッサージ2回）、英語でリトミック、リトミック、造形活動（積木）、歯科講話、離乳食講話、救急法等を実施。 市制60周年事業としてアクロス小ホールにて講演会を実施。演題「子育てで育まれる親心～社会に信頼関係が育つとき～」	子育てに関する講演会は、対象が広いので、発達段階に応じた講演会（講話）といった形式で実施していきたい。	継続
127	活動の場・機会の情報提供	ボランティアが協力できる子育て支援に関する情報を様々な方法により提供する。 《対象》市民	継続	子ども福祉課	社会福祉協議会において広報等によりファミリーサポートセンター会員の募集を実施	生涯学習課・社会福祉協議会と連携し、情報提供をしていく。	継続
128	ボランティア講習会の開催	活動分野が拡大、専門化していることにより、ボランティアとして携わる人材の育成及び技術の向上を目指し、講習会を開催する。 《対象》市民	継続	子ども福祉課	社会福祉協議会において、ファミリーサポートセンター研修会の一環として実施	生涯学習課・社会福祉協議会と連携し、情報提供をしていく。	継続
129	民生委員児童委員との連携の強化	ボランティアと地域の担い手である民生委員児童委員との連携を強化する。 《実施方針》情報の提供や共有化による連携の強化。 《対象》ボランティア、民生委員児童委員	継続	子ども福祉課	民生委員専門部会に等において連携を図っている。	要保護児童や児童扶養手当の申請時において、連携を取って事業を実施している。	継続

130	たまたまゆプランの周知活動	男女共同参画推進体制により審査・決定された内容を、ホームページ、広報紙に公開し、さらにダイジェスト版を講演会や講座参加者へ配布して周知を図る。 《実施方針》男女共同参画推進する学習会等を、市民と行政の協働により企画・運営・活動を行い、プランの周知・推進を図る。 《対象》全市民	継続	市民活動支援センター	・「たまたまゆプラン」をホームページに掲載。 ・たまたまゆプラン進捗状況調査の結果をホームページで公開。また、ホームページに掲載している旨を、広報結城で周知。 ・男女共同参画啓発誌「たまたまゆVol. 2」の配布。	継続	
131	男女共同参画団体別学習会	男女共同参画推進を広く市民に啓発するため、「ゆうき女性会議」が企画運営し、講師となって団体や事業所においてPR活動を行う。 《実施方針》男性がいる団体など、より多くの団体及び事業所を対象に開催し、広く市民にPRする。 《対象》市内各団体及び事業所	継続	市民活動支援センター	・結城市男女共同参画宣言都市10周年記念シンポジウムで、寸劇「あれから10年」を実施。	寸劇「あれから10年」は、3つの話で構成 ・60代女性3人組の話(女性の就業) ・30代夫婦の話(男性の育児) ・20代男性2人組の話(ワーク・ライフ・バランス)	継続
132	男女共同参画推進講座	男女共同参画の視点に立ったリーダーとなる市民の養成を目的として開催する。 《実施方針》講義内容等を検討し、参加者の増加を図り、市民の社会参加の場での能力向上を目的とする。 《対象》全市民	継続	市民活動支援センター	○男女共同参画推進セミナー(全4回) 第1回「近現代女性史を通してみる」 第2回「幸福な男女共同参画を探る」 第3回「デートDVってなに!？」 第4回「働く女性の心身の健康」 ○男女共同参画推進講座 男の料理教室「逆バレンタイン大作戦!!」 ○協働のまちづくり講座 「つなげる つながる みんなが主役のまちづくり」	参加者数 ○男女共同参画推進セミナー 第1回 35人(男性6人、女性29人) 第2回 24人(男性6人、女性18人) 第3回 14人(男性2人、女性12人) 第4回 12人(女性対象で実施) ○男女共同参画推進講座 22人(男性12人、女性10人) ○協働のまちづくり講座72人(男性63人、女性9人)	継続
133	男女共同参画推進講演会	多くの市民に男女共同参画の認識を深めてもらうことを目的として開催する。 《実施方針》テーマ・講師選定等、市民の意見をできるだけ反映して開催する。開催後はアンケート調査をし、進捗状況を把握する。 《対象》全市民	継続	市民活動支援センター	結城市男女共同参画宣言都市10周年記念シンポジウム「共に生き、共に輝く ゆうき」を開催 ・オープニング・アトラクション ・寸劇「あれから10年」 ・パネルディスカッション「共に生き、共に輝くために」 ・記念講演「自分らしく幸せに生きるために～グローバルな視点から考える～」 【参加者】274人(スタッフを含む。)	・オープニング・アトラクション 演奏 結城吹奏楽団 ・寸劇 出演 ゆうき女性会議、他 ・パネルディスカッション パネリスト 野原 牧子、宮田 理也、 山本 道夫、関口 みのり コーディネーター 長谷川 幸介 ・記念講演 講師 大崎 麻子	継続
134	たまたまゆプランの推進	男女共同参画社会の実現をめざして、市民・行政・企業が協働して取り組むことを基本に策定された基本計画を推進する。 計画期間：平成23年度～平成32年度 組織体制：男女共同参画基本計画推進委員会、男女共同参画行政推進会議、男女共同参画行政ワーキング会議 《実施方針》社会情勢の変化や進捗状況によって、適切な見直しを行い、事業の効率的推進を図る。 《対象》全市民	継続 第2次後期計画策定(たまたまゆプランの見直し)	市民活動支援センター	男女共同参画基本計画推進委員会、男女共同参画行政推進会議、男女共同参画行政ワーキング会議の推進体制により、男女共同参画基本計画に係る事業評価を実施。	継続	
135	男女共同参画関連の広報活動	広報、HP等に男女共同参画関連の記事を掲載し、市民にPR・啓発をする。 《実施方針》市民にわかりやすい内容の記事で情報を提供する。連載記事等検討。 《対象》全市民	継続	市民活動支援センター	○広報結城・市民活動情報紙 男女共同参画関連の記事を掲載。 ○男女共同参画啓発パンフレット 「みんなでめざそう！男女共同参画社会」を作成し配布。 ○ホームページ 男女共同参画関連のお知らせや調査報告等の掲載。 ○庁内掲示スペース 男女共同参画関連の資料やセミナー等活動報告を掲載。	継続	
136	有害環境対策推進事業	平成21年4月に「茨城県青少年のための環境整備条例」の中の立入調査権の権限が市に移譲された。今年度より関係機関と連携しながら、書店、図書等自動販売機等の立入調査を実施し、有害図書の区分陳列及び、図書等自動販売機等の完全撤去を目指し、活動を推進する。 《対象》市内書店、コンビニエンスストア、ゲームセンター、図書等自動販売機等	立入調査年1回実施	生涯学習課	立入調査の実施日：8月28日、11月27日 江川地区、山川地区に設置されている有害図書等自動販売機(5台)の収納物実態調査を設置業者、県西県民センター県民福祉課職員並びに県青少年指導員、結城警察署員立会いのもと実施した。調査員は市青少年相談員、市職員を委嘱し、調査に当たっては事前研修を行い、効果的な調査に努めた。	平成26年度には立入調査の回数を増やして実施した。平成27年度も結城警察署や茨城県女性青少年課、県西県民センター県民福祉課と連携を図りながら自販機ゼロへ向けた取り組みを推進していく。	継続
137	都市公園整備事業(ゆったりトイレ整備)	幼児に限らず、高齢者、障害者の方も利用することができる。地域住民の憩いの場を提供するバリアフリー対策として、段差解消、ゆったりトイレの整備を推進する。 《実施方針》最も身近な公園としての機能を発揮できるように配置整備していく。 《対象》区画整理事業地内の都市公園(南部地区：16箇所、北西部地区：9箇所)その他都市公園	整備する都市公園全てにおいて実施	都市計画課	ユニバーサルデザインに基づく都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインに適合する設計を実施	トイレは、身障者利用も考慮した多目的トイレとし、ベビーキープ、手すり等の設置、また塗装には、らくがき防止の対策を講じている。	継続

138	持続可能な社会の構築	環境負荷を軽減することで、次世代に豊かな自然環境を残し、快適な住環境を構築する。 ・不法投棄等監視事業 ・合併処理浄化槽設置費補助事業 ・資源物分別収集事業 ・地球温暖化対策事業（ISO14001推進事業） ・ごみ減量化対策事業 《対象》全市・全市民	継続	生活環境課	不法投棄監視事業 ・監視活動(15名) 251日 合併処理浄化槽補助事業 ・補助件数 61件 ISO14001推進事業 ・外部監査 19部署 太陽光設置費補助事業 ・補助件数 80件 資源物分別収集事業 ・立会・説明会14回 ごみ減量化対策事業 ・処理機補助件数4件	不法投棄対策、資源物分別収集、ごみ減量化対策については、更に徹底していく。合併処理浄化槽については、継続して設置を促進し、環境負荷の低減を図る。 地球温暖化対策事業については、ISO14001自己宣言の推進を基本に、職員への環境への意識向上を図り、市が環境配慮を率先実行することにより、一般家庭にも波及するよう努力する。	継続
139	育児・介護休業制度等の周知	事業主・雇用者双方に、広報、市のホームページなどを活用して、育児・介護休業制度や一般事業主行動計画策定の義務化等についての周知を図る。 《対象》事業所、市民	継続	産業振興課 子ども福祉課	広報お知らせ版及び市ホームページに掲載した	情報があり次第、広報媒体を活用し周知を図る	継続
140	家族にやさしい企業づくりに関する情報提供	事業主に対し、家族にやさしい企業づくりを支援する各種助成金等に関する情報提供を行う。 《対象》事業所	継続	産業振興課 子ども福祉課	広報お知らせ版及び市ホームページに掲載した	情報があり次第、広報媒体を活用し周知を図る	継続
141	◆◎ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	事業所との交流会や、ワーク・ライフ・バランス推進講座を実施し、労働環境の整備、充実を図る。 《対象》事業所、市民	継続	市民活動支援センター	ワーク・ライフ・バランスに関するセミナー等を開催。 ○男女共同参画推進セミナー「働く女性の心身の健康」 ○男女共同参画宣言都市10周年記念シンポジウム(寸劇など)		継続
142	求人情報の提供	ハローワーク求人情報を市役所正面玄関等に掲示し、新しい情報を容易に得ることができるようにする。 《対象》求職中の市民	継続	産業振興課	毎週、求人情報の更新	毎週更新を実施	継続
143	雇用対策事業	産業振興課内に、誰もが求人情報等を閲覧できるパソコンを設置し、再就職を支援する。 《対象》求職中の市民	継続	産業振興課	廃止	パソコン閲覧は廃止したが、H25年度より「就職面接会等の情報発信」を実施	廃止
144	次世代育成支援行動計画推進委員会	次世代育成支援に関わる関係者・関係機関により、各年度の実施内容（後期）の点検及び意見交換を行う。	継続	子ども福祉課	1回実施 進捗状況等の点検・審議、子ども・子育て支援事業計画の策定、等	H25年度より「結城市子ども・子育て会議」で進捗状況等の点検・審議を実施。地域の子ども・子育て支援の充実を図る。	継続
145	次世代育成支援行動計画推進庁内会議	庁内における関係各課で構成し、本行動計画（後期）に基づく事業の実施状況の点検及び意見交換を行う。	継続	子ども福祉課	事業ごとに担当課との協議をする。	担当課と協議	継続
146	実施状況の公表	市広報、市ホームページを通して、毎年度の計画の進捗状況を公表する。	継続	子ども福祉課	窓口での配布及びホームページへ掲載し公表している。	市民の皆様に進捗状況を伝えることができた。	継続